

## 最低賃金アクションプランパワーポイント シナリオ

### 【クリック・スタート画面】 1

全国一律の最低賃金制度を作るためのお話です。日本の最低賃金制度の問題点、その解決方法について、皆さんと学習していきましょう。

### 【クリック】 2

まずはじめに、最低賃金とはどのような制度なのか、学んでいきます。

### 【クリック】 3

いま、全労連では、地域活性化大運動に取り組んでいます。人口が減少し、若い人は大都会に出ていってしまい、地方は、少子化・高齢化・過疎化がすすみ、商店街はシャッター通りに、高齢者施設は働き手がないために閉鎖、公共交通機関が廃止され、高齢者を中心に“買い物難民”“医療難民”が増え、学校は統廃合させられ、空き家が急増しています。

こうした流れに対して、どうしたら地域を元気にできるのか、として、提起した運動が地域活性化大運動です。①最低賃金引き上げの運動、②公契約適正化の運動、③公務員賃金の引き上げと適正化の運動の3つを当面の重点として、取り組んでいます。

ここでは、その中の「最低賃金引き上げの運動」について、具体的に見ていきます。

### 【クリック】 4

「最低賃金」は、それ以下では“犯罪”となる、最低の賃金です。それは、使用者だけでなく、労働者の側にも求められる基準です。本人がどんなに納得していても、最低賃金以下の賃金で働いてはいけません。それがイヤでも、最低賃金は守ってもらわなければなりません。

### 【クリック】 5

最低賃金は、都道府県ごとに定められていて、都道府県によって最低賃金額が違います。最も高いところは、東京都の時給 958 円。最も低い地方は、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の 8 県で、時給 737 円。その差は 221 円もあります。さらに問題なのは、その差が、毎年拡大していることです。2006 年に 109 円だった格差が、2016 年には 218 円に広がっています。

### 【クリック】 6

地域別最低賃金は、東北と四国・九州が安く、首都圏、愛知、大阪周辺が高くなっています。

それでも、神奈川と隣の静岡では 124 円、東京と埼玉では 87 円、東京と千葉では 90 円、愛知と静岡は 39 円、大阪と奈良では 123 円、大阪と和歌山では 132 円、福岡と佐賀でも 52 円、と、隣り合っている県境で大きく時給が変わっています。「橋を渡れば」「一駅乗れば」、大きく時給が違ったら、皆さんならどちらで働きますか？ 実際に、時給の安い地方から高い地方へ、若い労働力が移動しています。都市部の大学に下宿する学生の 7 割から 8 割は、大都市での就職を希望し、故郷へは帰っていかないといわれます。

### 【クリック】 7

コンビニで“ミネラルウォーター”を買うと、日本全国どこでも同じ値段で売っています。セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど、多くのコンビニの時給は、ほぼ最低賃金です。そこで働くアルバイトは、みんなほぼ同じ仕事をしています。でも、東京と九州では、年間で 40 万円以上の収入差になってしまいます。なんとなく、おかしいとは思いませんか？

## 【クリック】 8

全労連は、全国で「最低生計費試算調査」を行っています。憲法 25 条は保障する「生存権」が確保できるには、いくら必要かを、同じ方法（マーケットバスケット方式）で、科学的に調査した結果です。

冷蔵庫やテレビなどの耐久消費財は、減価償却しています。耐用年数が過ぎて故障したときに、買い換えられることが必要です。都会は家賃が高くなっています。でも、都会では車はなくても生活できますが、地方では、車がないと生活できません。そうした生活スタイルの違いを加味して算出すると、全国どこでも、最低生計費には大きな違いがないことが明らかになりました。そしてその金額は、時給 1500 円（月額 23 万円～25 万円、年収で 270 万円程度）が必要です。

## 【クリック】 9

というわけで、全国一律最低賃金制度を実現して、格差をなくしていくことが必要なのです。

## 【クリック】 10

では、あなたの賃金の「時間額」を知っていますか？

その計算には、交通費、残業手当（休日手当）、家族手当、住宅手当などは含まれません。基本給と職務手当は含まれます。それを、規定内労働時間で割ると出てきます。

ちなみに、国家公務員の高卒初任給は 147,100 円（2017 年度／地域手当なしの場合）です。それを、国家公務員の規定内労働時間（年間 2015 時間／月 168 時間）で割ると、時間額は 876 円。東京や神奈川、大阪で、地域手当が 0% の地域で働いた場合、国家公務員の正規職員の給与が、地域別最低賃金を下回ることとなります。2018 年の改定後は、ここに埼玉、千葉、愛知が加わってくることでしょう。そういう目で見えていくと、最低賃金の適用範囲の広さに気付きます。

## 【クリック】 11

というわけで、賃金明細書とにらめっこして、自分の賃金は、「ドン底の賃金」である最低賃金と比べて、どのくらい違うか計算してみてください。詳細は、厚生労働省のホームページを見れば計算できます。

## 【クリック】 12

あなたの賃金の時間額は、いくらだったでしょうか。

## 【クリック】 13

労働基準法で定められた 1 日の労働時間は「8 時間」、週 40 時間です。それを超えた場合、使用者は、基本的に「時間外手当」を支払う義務があります。でも実際は、毎日遅くまで働いて、「残業代がないと生活できない」という叫びも聞こえてきます。市役所の非正規でも、「お金が足りなかったら、ダブルワークしてもいいよ」といわれる始末。どうして、8 時間労働で生活できる賃金がもらえないのでしょうか。

## 【クリック】 14

「8 時間働けば人間らしくらせる水準」ですが、いろいろな意見があります。国際的には、貧困ラインとして、全労働者の中位値の 2 分の 1 以下が貧困だという基準があります。この基準で見ると日本の場合、1997 年の貧困ラインは年収 149 万円でしたが、2012 年には 122 万円と、27 万円も下がっています。「平均賃金の 60%」とした場合でも、月額を基準とすると、2016 年で、労働時間を 150 時間とした場合 1,216 円、173.8 時間（法定での最長労働時間）なら 1,049 円です。これを年収で計算すると、150 時間で 1,401 円、173.8 時間で 1,209 円となります。

また、年収の「中央値」で計算すると、150 時間なら 1,361 円、173.8 時間なら 1,175 円です。基準としてどの数値を使うかで、大きく差が出てしまうことは知っておいてください。

## 【クリック】 15

次に、最低賃金の制度を変えて、金額がアップすれば、どうなるかを見ていきましょう。私たちは、「経済・社会にもプラスになる」と考えています。

## 【クリック】 16

人口減少、働き手不足などが大きな社会問題になっていますが、2017年1月1日現在で、人口減少の第1位は、北海道の-6,847人、第2位は熊本の-6,679人、第3位は青森の-6,231人、第4位は新潟の-6,118人、第5位は静岡の-6,065人でした。一方で増えた地方を見ると、ぶっちぎりのトップは東京の+78,773人、第2位は千葉の+18,058人、第3位は埼玉の+16,553人、第4位は神奈川の+14,390人、第5位は福岡の+6,376人でした。首都圏にだけ人口が集中し、地方は大きく人口を減らしている実態が明らかになっています。その理由のひとつに、賃金の地域間格差があります。

## 【クリック】 17

リーマンショック、東日本大震災など、経済にも大きな影響を与える出来事がありました。特に、リーマンショックのとき、欧米諸国は、賃金を引き上げて、内需を拡大して、景気を回復させてきました。世界で唯一日本だけ、賃上げを抑えて（引き下げて）、不景気を乗り切ろうとしたのです。その結果、1997年と比較すると、平均年収で50万円近く減っています。これでは景気は回復しません。

## 【クリック】 18

では、全国一律最低賃金制度にして、額を引き上げるとどんな効果があるのでしょうか。

まず、非正規労働者の賃金が改善されます。非正規だけあげるわけにはいきませんから、正規労働者の賃金にも影響しますし、初任給も改善されます。それによって、少しずつですがくらしに余裕ができてきます。実際、時給が上がって、「月1回外食するようになった」「週1回、とんかつ弁当が食べられる」など、ささやかですが、支出が増えるようになったという声が聞こえます。

全国一律最低賃金制度によって地域間格差が解消すれば、労働力の地域間の移動は鈍くなります。

## 【クリック】 19

市場に出回るお金が増えれば、税収も増えます。地域経済が活性化すれば、消費も拡大し、地域に密着した中小企業にもお金が回り、雇用も増えて人口流出に歯止めがかかります。中小企業の労働者の賃上げにもつながり、さらに地域が活性化します。

## 【クリック】 20

まさに、こうした“好循環”が生まれるのです。ですから、最低賃金の問題は、非正規だけの課題ではなく、すべての労働者の賃金水準、そして、中小企業、農業や水産業、林業などにも影響するのです。

## 【クリック】 21

でも、中小企業や小規模事業所にとっては、人件費の増加は大変です。私たちは、中小企業への支援を大きく増額させて、中小企業の負担を削減し、元請の圧力を規制し、労賃が適正に価格に転嫁できるように変えることで、最低賃金を安心して引き上げられるようにしていくことを求めています。

## 【クリック】 22

世界でも地域別最低賃金を採用している国は、中国、インドネシア、カナダなどごく少数です。そうした国々は、国土面積が広大だったり、小さな島々が無数にあり、地域によって経済格差が著しいところだけです。日本のように、経済の統一性がとられ、国土も狭い国で、地域別最低賃金制度を採用する意味が

見えません。なお、隣の韓国では、大統領公約で1万ウォン（日本円で1000円）も引き上げることになっています。日本では、加重平均で1,000円になるのが2023年の予定で、韓国に抜かれます。ちなみに、“加重平均”というのは、人口の多い地方を上げれば、全体が大きく引きあがる計算です。現在加重平均848円を上回っているのは、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、京都、大阪の7都府県だけです。

#### 【クリック】23

大企業だけが肥え太って、内部留保は日本の国家予算の4倍以上たまっています。一方で、労働者の賃金はジリ貧。まさに「企業栄えて民滅ぶ」という状態です。

#### 【クリック】24

労働者が5人いて、一人の賃金が4千万円、あとの4人が250万円だと、平均は1000万円になりますが、4千万円の人が、16人分消費するかといえば、他の4人と比べても、大きくは変わりません。一部の人のみだけに富が偏在しても、全体が潤ったことにはならないのです。

#### 【クリック】25

だからこそ、すべての人の賃金の底上げにつながる、全国一律最低賃金制と最低賃金引き上げがカギなのです。

#### 【クリック】26

ここでは、全国一律最低賃金制度を実現するための、4年間のロードマップを紹介します。

2017年から18年にかけて、地方議会で、最低賃金に関する意見書の採択をすすめて、現在1割の採択を3割から過半数ができるように取り組んでいきます。弁護士会、司法書士会、業界団体、中小企業団体、経済団体、市民団体などとの懇談を広げ、合意づくりをすすめます。

その間に、政策大綱を作成し、世論に訴え、最低賃金への社会的関心を高めていきます。

#### 【クリック】27

みんなのできること、あなたができることは、以下の通りです。

最低賃金について学ぶ、くらしと賃金をつなげて話し合ってみる、デモ行進（パレード）や宣伝行動に参加する、署名を集めるなど、身近でできることはいっぱいあります。

いろいろと工夫して、世論を変える取り組みに挑戦してください。

#### 【クリック】28

これで終わりです。全国一律最低賃金制度を求める署名用紙が近くにあったら、この場で家族の名前も一緒に書いてください。そして、お知り合いにも広げてください。

お疲れ様でした！

【消灯】